

氏名(本籍)	こま だ やす と 駒田泰土(京都府)
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	博甲第1,780号
学位授与年月日	平成10年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	著作者の権利の性質決定と法の抵触に関する理論的考察
主査	筑波大学教授 法学博士 齊藤 博
副査	筑波大学教授 博士(法学) 春日 偉知郎
副査	筑波大学教授 博士(法学) 井原 宏
副査	筑波大学助教授 井上 由里子
副査	東京大学教授 道垣内 正人

論文の内容の要旨

著作物を含む情報が、CDやCD-ROM、DVDなどに収められ、あるいは、光ケーブル、衛星などを介して、地球規模で頒布、送信される時代を迎え、著作物等の国際的な保護の在り方をめぐり、ジュネーブのWIPO(世界知的所有権機関)などにおいて、条約次元での論議が行われてきた。その一方、諸国の著作権法制が画一的に整備されるものではない。そこで、法の抵触を考えなければならず、準拠法を確かめる作業が必要となる。これまで有体物に関する準拠法は吟味されてきたところであるが、著作物のような無体物に関する論議は新たな課題として、見解が必ずしも収しないまま推移してきた。著作物法と国際私法の双方を研究領域とする研究者が必ずしも多くはなかったからである。

本論文は、著作者の権利につき準拠法を解明しようとするもので、新たな難しい課題に取り組んでいる。そもそも「著作者」、「著作物」、「著作権」、という基本的な概念につき、ヨーロッパ大陸法系諸国と英米法系諸国の間で考えのずれがある中、国際私法の次元で準拠法につき一つの結論を導き出すことは、現下の急務ではあるものの、極めて難しい作業である。

本論文は、準拠法の解明に際し、権利の成否、存続、内容に焦点を合わせつつ、1序論、2性質決定の対象、3性質決定、4準拠法の選択、5結論と、5つに区分して論ずる。

まず、第1章の序論においては著作者の権利に関する国際的な法制度とそれに関する学説を概観し、準拠法探究の意義を確かめ、著作者の権利を国際私法に位置付けるに際して権利に割り当てられるべき「性質 (qualite)」を明らかにする作業の必要を述べる。

第2章は、性質決定に際してその対象の確定を試みる。著作物や著作者の権利につき、ヨーロッパ大陸とアングロ・サクソンの両システムの間には大きなずれがあるところから、諸国の法制における権利の客体、主体、内容を比較する中で、性質決定の対象につき、その本質的特徴を認識しようとする。

第3章は、前章で得た比較実質法の成果をもとに、性質決定という国際私法独自の作業を行う。その際、著作権と著作者人格権を一元的に構成する考えと二元的に構成する考えの存することを視野に入れつつ、国際私法においては一元的な把握、それも、物権としての性質決定を導き出す。

第4章は、著作者の権利に関する準拠法につき、属地法説、本源国法説の吟味を行う一方、ひとたび物権と性

質決定したものの、精神的著作物はその無体性という点で、所在地法を有効に指し示すことにはならないところから、更に実際の利益を軸に吟味を続け、著作物の再生地に注目する。そして、明確さ、特定の容易さの点から再生地法を提言する。

第5章の結論においては、再生地法の内容を、著作物の有形的または無形的再生に関する権利、著作物の原作品または複製物に関する権利、そして、機械的複製に関する報酬請求権のそれぞれにつき、提言する。

審査の結果の要旨

次の諸点は評価できる。

- 1) 国際化の進展に伴い、現実の必要性が存しながらも、わが国においては十分には考究されてこなかった「著作権者の権利」の準拠法に関する問題に正面から取り組み、具体的な成果を上げている。
- 2) 結論を導くに際して、国際私法学の基本に立ち返り、性質決定の対象を確定するという明確な視点から、諸国の国内実質法（著作権法）を必要かつ十分に比較検討している。
- 3) 「著作権者の権利」の本質を把握すべく、著作権法学における根本問題をも考察している。
- 4) この分野における諸国における研究成果を十分に消化した上で批判的に分析し、自らの結論を導き出している点、説得的である。
- 5) 理論的な整合性を損なうことなく、現実に適用可能な収まりのよい結論を導き出している。

もっとも、問題点がないわけではない。すなわち、

- 1) 準拠法をどうすべきかという議論を後に回して、性質決定の対象を確定する作業を行ったため、議論がやや抽象的となり、その筋道が見えにくいものとなっている。「著作権者の権利」の中心的な問題をまず絞り、その準拠法をどうすべきかを議論した後、再び、そのような準拠法を共有すべきものはどこまでかを論じたほうが分かり易かったのではあるまいか。
- 2) 「2 性質決定の対象」を確定した後、直ちにそれに適用すべき「4 準拠法の選択」議論せずに、「3 性質決定」において「著作権者の権利」を物権である旨論じているがこの議論は「4 準拠法の選択」の部分で必ずしも有効に働いていないため、「3 性質決定」の部分の位置付けがやや曖昧になっている。
- 3) キーワードである「再生地法」が、「保護が要求される国の法」、「属地法」、「不法行為地法」、「利用行為地法」などと明確に区別されるべきことをまとめて整理した箇所がないため、概念上の違いが分かりにくい。
- 4) 精緻な分析を行うべき箇所での文学的なレトリックの多用は、本論文の内容をやや曖昧なものとしている。

このような問題点も、決して本論文の学術的価値を大きく損なうものではなく、全体として、本論文は、国際私法学及び著作権法学の両学界に多大な貢献をするものと評することができる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。